平成４年神審第２１号
漁船梅宝丸機関損傷事件

言渡年月日　平成４年１２月１８日
審　判　庁　神戸地方海難審判庁（安部雅生、早川武彦、井上卓）
理　事　官　里憲

損　　害
主機５番、６番両シリンダのピストンとシリンダライナが焼き付いた。軸心にずれを生じクランク軸、シリンダブロック等に損傷

原　　因
主機の整備不十分、監視不十分

主　　文
本件機関損傷は、主機の警報装置及び冷却海水系統がいずれも整備不十分であったばかりか、冷却海水の船外排出状況に対する監視が不十分であったことに因って発生したものである。
受審人Ａの一級小型船舶操縦士の業務を１箇月停止する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　漁船梅宝丸
総 ト ン 数　９トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　１３９キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成３年５月３１日午後４時３０分
福井県干飯埼北西方沖合

梅宝丸は、昭和５５年４月に竣工した小型底びき網漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、Ｂ社が製造した密閉清水冷却方式の６ＢＮＳ－ＵＴ型と称する、計画回転数毎分１，０００の過給機付４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関を、主機として装備したのち、出力制限装置を外すなどして連続定格出力２７２キロワット、同回転数毎分１，５００の６ＢＮＫ－ＵＴ型と同等の機関として使用し、船橋に主機の

遠隔操縦盤及び潤滑油圧力や冷却清水温度などの警報監視盤をそれぞれ備えていた。

主機の冷却海水系統は、同機直結のウエスコ式冷却海水ポンプによって船底から吸引加圧された海水が、円管多管式の潤滑油冷却器や多板式の清水冷却器などの熱交換器を順に通ったあと、右舷船側から船外に排出され、海水の船外排出状況が操舵室の右舷側から容易に視認できるようになっていた。

ところで、受審人Aは、竣工以来船長として乗り組んで主機の運転及び整備にもあたっていたが、主機に格別の支障を生じなかったことから、いつしか故障した主機警報装置の整備を行わなかったうえ、機関取扱説明書で半年に１度は行うことと定められていた熱交換器の海水側の洗浄を３年間も行わないまま、冷却海水系統に格別の異状はないものと思い、主機の運転中、冷却海水の船外排出状況を十分に監視することなく、潤滑油冷却器の海水側にスケールや貝殻などが多量に付き、冷却海水系統の通水量が減少してきたのに気付かないで運航に従事していた。

こうして本船は、A受審人ほか３人が乗り組み、平成３年５月３１日午前３時ごろ福井県越前漁港を発し、干飯埼西方沖合で漁場の移動を繰り返しながらかれい漁を行い、同日午後３時ごろ操業を終え、A受審人が操舵室で操船にあたり、主機の回転数を毎分約１，３００として帰港の途、潤滑油冷却器の海水側がスケールや貝殻などで詰まり、潤滑油温度の上昇をきたすようになったばかりか、冷却清水の温度が異常に上昇してきたが、警報装置が故障していたので冷却清水温度の異常を示す警報を発しないまま、主機が著しく過熱され、同４時３０分干飯埼北西方約４海里ばかりの地点で、主機の５番及び６番両シリンダのピストンとシリンダライナとが焼き付き、主機が回転数の急激な低下をきたして自然に停止した。

当時、天候は曇で風がなく、海上は平穏であった。

A受審人は、直ちに機関室に赴き、冷却清水膨張タンクから蒸気が噴き出して機関室内に立ちこめ、主機全体が過熱しているのを認め、航行不能と判断して僚船に救助を求め、本船は、来援した僚船にえい航されて越前漁港に戻ったのち、前示損傷のほか、主機据え付けボルトが経年により緩んだことで軸心にずれを生じ、クランク軸、シリンダブロック等が損傷していることを発見され、修理不能として主機を換装された。

（原因）

本件機関損傷は、主機の警報装置及び冷却海水系統がいずれも整備不十分であったばかりか、冷却海水の船外排出状況に対する監視が不十分で、冷却海水系統にスケールや貝殻などが詰まったまま運転が続けられ、主機冷却清水の温度が著しく上昇したことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Aが、主機を運転する場合、故障した警報装置を整備していなかったうえ、冷却海水系統の洗浄を長期間行っていなかったのであるから、同系統がスケールや貝殻などで詰まって冷却清水の温度が著しく上昇することのないよう、冷却海水の船外排出状況を十分に監視すべき注意義務があったのに、これを怠り、冷却海水系統に格別の異状はないものと思い、同海水の船外排出状況を十分に監視しなかったことは職務上の過失である。A受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第２号を適用して同人の一級小型船舶操縦士の業務を１箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。